

\\ 新しい保険証は水色から**桃色**に変わります //

国民健康保険の保険証を更新します

国保年金課☎43-9487

国民健康保険被保険者証を更新します

国民健康保険被保険者証(保険証)は、8月1日から一斉に更新となります。

新しい保険証は、7月31日までに各世帯に郵送します。

保険証は送り状の台紙に貼り付けてありますので、丁寧に剥がしてお使いください。

8月になっても届かないときは、国保年金課へご連絡ください。

青森県国民健康保険被保険者証	有効期限 令和5年7月31日 (枝番) 01
記号 ハチ 番号 123-4567	
住所 八戸市内丸一丁目1番1号	
氏名 八戸 太郎	性別 男
生年月日 昭和50年11月21日	
適用開始年月日 平成31年4月1日	
交付年月日 令和4年8月1日	
世帯主氏名 八戸 太郎	
保険者番号 020032	
交付者名	八戸市

70歳～74歳の人が医療を受けるとき

70歳から74歳の人の保険証には高齢受給者証が一体化されています。

70歳から74歳までの人に交付される保険証には

- ①「**兼高齢受給者証**」と記載されます。
- ②**自己負担割合(2割または3割)**が記載されます。
- ③**発効期日**が記載されます。

70歳から74歳の人が医療機関などを受診するときは、**保険証兼高齢受給者証1枚**を窓口に表示してください。

70歳から74歳の人の保険証

青森県国民健康保険被保険者証	有効期限 令和5年7月31日 (枝番) 02
兼高齢受給者証 ①	
記号 ハチ 番号 123-4567	
住所 八戸市内丸一丁目1番1号	
氏名 八戸 花子	性別 女
生年月日 昭和25年4月1日	
適用開始年月日 平成31年4月1日	
交付年月日 令和4年8月1日	
発行期日 令和4年8月1日 ③	一部負担金の割合 <input type="radio"/> 割 ②
世帯主氏名 八戸 太郎	
保険者番号 020032	
交付者名	八戸市

有効期限について

新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。ただし、保険証の有効期間内に満70歳になり新たに保険証兼高齢受給者証が交付される人や満75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する人は、個々に期限が設けられています。また、現在お持ちの保険証は8月1日以降、使用することができませんので市に返却するか、ご自身で破棄してください。(注)

(注)保険証を自ら破棄する場合には、誤使用を防ぐため、個人情報に留意し、ご自身で裁断するなど、確実な破棄をお願いします。

臓器提供意思表示欄を設けています

保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けています。記入は任意となっており、記入することにより臓器提供に関する意思を表示することができます。

意思表示した内容について、第三者に知られたくない場合は、保険証台紙裏面に貼り付けてある「個人情報保護シール」をご利用ください。

国保をやめるときは手続きをお願いします

今回更新された保険証が届く人は、6月末時点で国保加入中となっている人です。

国保に加入していた人が、就職し職場の健康保険に加入したり、その被扶養者になったりした場合は国保をやめる手続きをする必要があります。

○手続きに必要なもの **国保と職場の健康保険の保険証**